

## ○街区方式による住居表示の実施基準

昭和38年7月30日自治省告示第117号

改正 昭和42年8月10日自治省告示第131号

改正 昭和60年7月 3日自治省告示第125号

### 第1 住居表示の実施基準

#### 1 町の区域の合理化

街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、その区域内の町(字を含む。以下同じ。)の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努めること。

##### (1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

##### (2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいきんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

#### 2 町の名称の決め方

1による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。

(1) できるだけ従来の町の名称(当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。)に準拠して定めることを基本とすること。

(2) 同一市町村の区域(特別区の存する区域を含む。)内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等(1)の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにすること。

(3) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行なうものとする。なお、丁目の数はおおむね4・5丁目程度にとどめることが適当であること。

#### 3 街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル~5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

#### 4 街区符号のつけ方

街区符号は、数字を用い、その市町村(「特別区」を含む。以下同じ。市町村の区域が大きい場



## 7 団地における住居表示の特例

地方公共団体，日本住宅公団，会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し，又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名，街区割り，住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては，下記のとおりとすること。

### (1) 町名

団地のみ地域の町名には，〇〇団地又は〇〇団地〇丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。

### (2) 街区割り

イ 街区割りについては，団地設計の特殊性を考慮して原則として幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によつて画された区域をもつて一街区とすること。

ロ イの街区の中には団地設計によらない他の建物等がいくつ存在する場合には，その建物等も含めて街区を画することが適当であること。

ハ 団地の状況から適当と認められるときは，各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることもさしつかえないこと。

### (3) 住居番号のつけ方

イ (2)ハにより街区割りをする場合を除き，棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とすること。

ロ 棟番号は，その市町村又はその団地の中心となる場所を定め，その中心にもつとも近い建物を起点として一定の基準により順序よくつけるものとする。ただし，すでに棟番号（棟符号を含む。）が一定の基準によつて順序よくつけられているものについては，そのまま用いてもさしつかえないものとする。

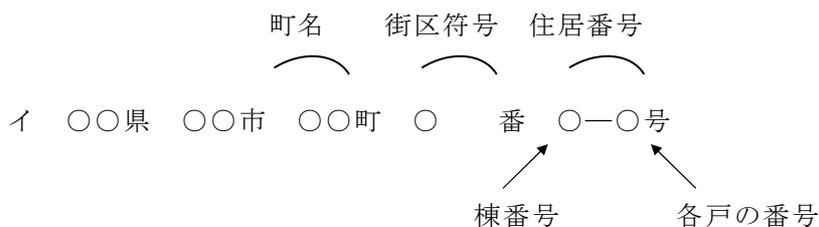
ハ 各戸の番号は，一定の基準により順序よくつけるものとする。

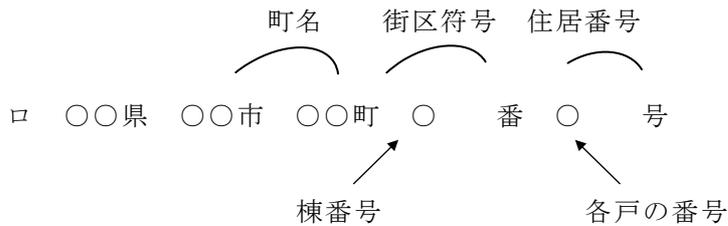
ニ 連続住宅又は共同住宅以外の建物の住居番号については，当該街区の建物につけられる棟番号とまぎらわしくないように留意して，5によりつけるものとする。これにより難しい場合は一定の基準により順序よく住居番号をつけること。

ホ (2)のロの団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は，5の例によるものとするが，当該街区の建物につけられる住居番号とまぎらわしくないよう留意すること。

### (4) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは，次のいずれかの例によるものとする。





## 8 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない中高層の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとすること。

### (1) 住居番号のつけ方

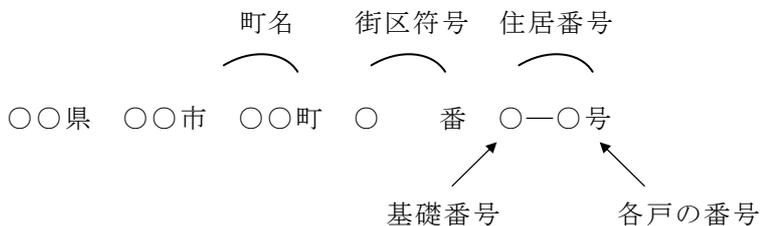
イ 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とすること。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。

ロ 一街区の中にある中高層建物については一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、7の団地の住居番号のつけ方に準じ、棟番号をもって住居番号とすることはさしつかえないものとする。

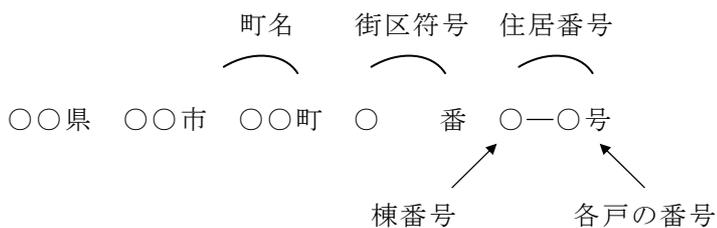
### (2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

#### (1) のイの場合



#### (1) のロの場合



## 9 住居表示台帳

市町村は、住居表示を行なう区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管すること。

住居表示台帳は、縮尺 500 分の 1 によるものとし、縮尺 3,000 分の 1（又は 2,500 分の 1）の都市計画図を基礎として街区ごとに作製すること。この場合には、各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる 500 分の 1 の街区の図面の上に添付すること。

## 第2 表示板の基準

### 1 表示板の原則

市町村が住居表示を行なう区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合は、次の原則によること。

- (1) 表示板は、読みやすくわかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの一環として街を美しくみせるものであること。
- (2) 表示板の材質は、地方の風土、主要産業等市町村の背景を尊重したうえで、耐候性のあるものを選ぶこと。
- (3) 表示板は、交通標識等他の公的な表示板と一見して区別できるものであること。
- (4) 表示板は、各種の設置条件に対応しうるものであり、ある程度量産でき安価に作られるものであること。

### 2 街区表示板

街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

#### (1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建物等の適当な箇所又は標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね1.6メートルになるようにするものとする。この場合において、街区表示板の周辺1メートル以内に他の表示板等がないよう留意して設けることが適当であること。

#### (2) 寸法及び表記

市町村名の表記を必要とするものの寸法は、縦660ミリメートル、横120ミリメートル、市町村名の表記を必要としないものの寸法は、縦560ミリメートル、横120ミリメートルとし、別紙1（省略）のとおり縦の表記とすること。

#### (3) 文字及び数字の書体

イ 街の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用いることが適当であること。

ロ 街区符号又は住居番号の表示に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体は、ユニバース・メデュウムを用いることが適当であること。

#### (4) 色 彩

表示板は、二色をもつて構成し、次のとおり一色は地色とし、他の色は文字、数字その他の色とする。

なお、地色と文字、数字その他の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならないこと。

イ 文字、数字その他の色は、日本工業規格(JIS) Z 8721「色の三属性による表示方法」による明度8以上の無彩色か明度8以上で彩度2以下の淡色とすること。

ロ 地色は、別紙2（省略）に掲げる12種類の範囲内において採用するものとする。

(5) 材 質

街区表示板は容易に腐朽し、又は褪色しない材質のものにより作製しなければならないこと。

(6) そ の 他

イ 国際観光等の点で便宜をはかる意味から町の名称をローマ字によって表示しようとする場合は、街区表示板の下に密着して別紙3（省略）のとおり補助板をつけて行なうものとする。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メデュウムを用い、色彩等については街区表示板の例によるものとする。また、ローマ字については、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は昭和29年12月9日内閣告示第1号「国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める告示」によること。

ロ 街区表示板に広告を付属させることは好ましくない。財政上その他やむをえない事情により広告をつける場合には、次のとおり規制を行なうものとする。

(イ) 広告は、縦120ミリメートル、横120ミリメートルの表示板により、街区表示板の下に中心を揃えて設けること。

(ロ) 広告の地色又は文字等に用いる色彩は、当該街区表示板と同色のものを採用すること。

### 3 住居番号表示板

建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には次によるものとする。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね1.6メートルの高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。この場合、大きな建物にあつては、その設けられる住居表示板の大きさに比例して適当な高さに歩行者から見やすい場所につけるものとする。

(2) 寸法及び表記

イ 住居番号表示板は、縦60ミリメートル、横120ミリメートルの寸法で、横の表記としたものを用いることを原則とすること。表記法について標準的なものを示すならば別紙4（省略）のとおりである。なお、大きな建物にあつては、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることが適当であること。

ロ 第1の7の(3)のイ及び8の(1)のロの場合には、街区符号及び棟番号を表記した別紙4（省略）による表示板並びに各戸の番号を表記した別紙5（省略）による表示板によることが適当であること。

ハ 第1の8の(1)のイの場合には、街区符号及び基礎番号を表記した別紙4（省略）による表示板並びに各戸の番号を表記した別紙5（省略）による表示板によることが適当であること。

ニ 建物その他の工作物の所有者等が上記の表示板によらない表示をしようとする場合（たとえば建物の壁面へのうめこみ、数字のみの取付あるいは建物に直接塗書する等による場合）にあつても、その表記は上記によるよう努めること。

(3) その他

イ 数字の書体、色彩、材質等については、街区表示板の例によること。

- ロ 中高層建物の棟番号がつけられている場合にその棟番号を表示しようとするときは、他の棟番号の設置場所と関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつけるものとする。
- ハ 住居番号に欠番が多い場合には、住居番号の位置関係を矢印で表示したり、案内板を設ける等わかりやすくするよう留意すること。